

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

目次

- ◆告示 狩猟講習会の開催
- ◆公 告 土地改良区役員の退任及び就任
- ◆種畜の廃用
- ◆種畜証明書の書換
- ◆火薬類及び乙種火薬類取扱主任者並びに丙種火薬類作業主任者資格試験
- ◆正誤 昭和三十四年九月一日付鳥取県告示第四百四号中訂正

告示

鳥取県告示第四百九十三号

狩猟法（大正七年法律第三十二号）第七条の二の規定により、次のとおり講習会を開催する。

昭和三十四年九月十五日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第四百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十項の規定により、印賀土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

一 日時及び場所

十月五日午前十時から
午後五時まで

六日

七日

八日

九日

十日

十一日

十二日

十三日

十四日

十五日

十六日

十七日

十八日

十九日

二十日

二十一日

二十二日

二十三日

二十四日

二十五日

二十六日

二十七日

二十八日

二十九日

三十日

三十一日

三十二日

三十三日

三十四日

三十五日

三十六日

三十七日

三十八日

三十九日

四十日

四十一日

四十二日

四十三日

四十四日

四十五日

四十六日

四十七日

四十八日

四十九日

五十日

五十一日

五十二日

五十三日

五十四日

五十五日

五十六日

五十七日

五十八日

五十九日

六十日

六十一日

六十二日

六十三日

六十四日

六十五日

六十六日

六十七日

六十八日

六十九日

七十日

七十一日

七十二日

七十三日

七十四日

七十五日

七十六日

七十七日

七十八日

七十九日

八十日

八十一日

八十二日

八十三日

八十四日

八十五日

八十六日

八十七日

八十八日

八十九日

九十日

九十一日

九十二日

九十三日

九十四日

九十五日

九十六日

九十七日

九十八日

九十九日

一百日

一百零一日

一百零二日

一百零三日

一百零四日

一百零五日

一百零六日

一百零七日

一百零八日

一百零九日

一百一〇日

一百一一〇日

一百一二〇日

一百一三〇日

一百一四〇日

一百一五〇日

一百一六〇日

一百一七〇日

一百一八〇日

一百一九〇日

一百二〇〇日

一百二一〇日

一百二二〇日

一百二三〇日

一百二四〇日

一百二五〇日

一百二六〇日

一百二七〇日

一百二八〇日

一百二九〇日

一百二一〇〇日

一百二二〇〇日

一百二三〇〇日

一百二四〇〇日

一百二五〇〇日

一百二六〇〇日

一百二七〇〇日

一百二八〇〇日

一百二九〇〇日

一百二一〇〇〇日

一百二二〇〇〇日

一百二三〇〇〇日

一百二四〇〇〇日

一百二五〇〇〇日

一百二六〇〇〇日

一百二七〇〇〇日

一百二八〇〇〇日

一百二九〇〇〇日

一百二一〇〇〇〇日

一百二二〇〇〇〇日

一百二三〇〇〇〇日

一百二四〇〇〇〇日

一百二五〇〇〇〇日

一百二六〇〇〇〇日

一百二七〇〇〇〇日

一百二八〇〇〇〇日

一百二九〇〇〇〇日

一百二一〇〇〇〇〇日

一百二二〇〇〇〇〇日

一百二三〇〇〇〇〇日

一百二四〇〇〇〇〇日

一百二五〇〇〇〇〇日

一百二六〇〇〇〇〇日

一百二七〇〇〇〇〇日

一百二八〇〇〇〇〇日

一百二九〇〇〇〇〇日

一百二一〇〇〇〇〇〇日

一百二二〇〇〇〇〇〇日

一百二三〇〇〇〇〇〇日

一百二四〇〇〇〇〇〇日

一百二五〇〇〇〇〇〇日

一百二六〇〇〇〇〇〇日

一百二七〇〇〇〇〇〇日

一百二八〇〇〇〇〇〇日

一百二九〇〇〇〇〇〇日

一百二一〇〇〇〇〇〇〇日

一百二二〇〇〇〇〇〇〇日

一百二三〇〇〇〇〇〇〇日

一百二四〇〇〇〇〇〇〇日

一百二五〇〇〇〇〇〇〇日

一百二六〇〇〇〇〇〇〇日

一百二七〇〇〇〇〇〇〇日

一百二八〇〇〇〇〇〇〇日

一百二九〇〇〇〇〇〇〇日

一百二一〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二二〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二三〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二四〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二五〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二六〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二七〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二八〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二九〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二一〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二二〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二三〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二四〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二五〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二六〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二七〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二八〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二九〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二三〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二四〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二五〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二七〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二八〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二九〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二三〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二四〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二五〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二七〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二八〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二九〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二三〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二四〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二五〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二七〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二八〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二九〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二三〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二四〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二五〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二七〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇日

一百二八

昭和三十四年九月十五日

鳥取県知事 石破二朗

退任した役員の氏名及び住所

監事 古都盛之

大塚忠治

"

就任した役員の氏名及び住所

監事 畑數夫

古都浩

"

昭和三十四年五月十一日通常総会において総選挙の結果

当選し五月十三日就任、任期三年。

鳥取県告示第四百九十五号

次の種畜は、廃用された。

昭和三十四年九月十五日

鳥取県知事 石破二郎

種畜證明書番号

古都盛之

大塚忠治

"

就任した役員の氏名及び住所

監事 畑數夫

古都浩

"

昭和三十四年五月十一日通常総会において総選挙の結果

当選し五月十三日就任、任期三年。

00103

昭和34年9月15日 火曜日 鳥取県公報 第3056号 2

種畜證明書番号
昭三四鳥取一第三二号

名号 花鹿

種類 黒毛和種

旧飼養者住所氏名
鳥取県東伯郡三朝町長江公夫

新飼養者住所氏名
鳥取県倉吉市中河原安藤修一

第五七号

水穂

種類 " "

旧飼養者住所氏名
西伯郡中山町金平寿明

新飼養者住所氏名
東伯郡赤崎町真山光雄

公 告

甲種及び乙種火薬類取扱主任者並びに丙種火薬類作業主任者資格試験を次とおり行う。

昭和三十四年九月十五日

鳥取県知事 石破二朗

一種類及び試験科目

甲種火薬類取扱主任者

丙種火薬類作業主任者

火薬類取締法令
一般火薬学
口答試験

火薬類取締法令
信号焰管信号
んまたは煙火製造工場保安管理技術
一般教養科目

二 試験の日時及び場所

1 日時 昭和三十四年十月十八日(日曜日)

九時から十七時まで

2 場所 鳥取市本町三丁目 鳥取商工会館

三 受験手続

次の書類を鳥取県経済部商工課に提出すること。

四 受験手数料

七百円の鳥取県収入証紙を受験願書上部にはり付け、消印しないこと。

五 受験願書提出期限

昭和三十四年九月二十五日

六 受験票

願書を受け付けた者に受験票を交付する。

正

誤

昭和三十四年九月一日付鳥取県告示第四百七十四号中
次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

10 頁 段 行 誤 正
10 下 終りから 鳥取C基本 計画区の22本 鳥取C基本 計画区の29本

昭和四年四月十五日第三種~~第~~物認可

発行日 火 金

印 発

刷 行 鳥
取 者 鳥 取
所 県 鳥 鳥
鳥 取 鳥
鳥 取 市 東
市 東 町
東 町
縣 取
印 刷 所 県